# 令和5年度 **受動喫煙防止対策助成金**のご案内

中小企業事業者が設置する**既存特定飲食提供施設**の屋内喫煙専用室等に対し助成金を交付します。 (支給上限100万円)

## 【助成要件】

申請期限:令和6年1月31日

以下のすべてを満たすことが必要です。

- ① 労働者災害補償保険の適用事業者であること。
- ② 下表の労働者数・資本金等の両方またはどちらか一方の条件を満たす中小企業(第二種施設を営む者に限る。)事業者であること。

	対 象 業 種	常時使用する労働者数 (企業全体)	資本金等	
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5千万円以下	
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、 複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5千万円以下	
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下	
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、 運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下	

③ 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とすること。

		助成対象				
業種		喫煙専用室	指定たばこ 専用喫煙室	屋外喫煙所	助成率	上限額
第一種施設 学校、病院、診療所、児童福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、行政機関等		×	×	×	-	-
第二種施設 第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設 事務所、工場、商店、ホテル・旅館(客室を除く)、飲食店、 社会福祉施設(第一種施設に該当するものを除く)等		×	×	×	-	-
<b>既存特定飲食提供施設</b> 以下の3要件を同時に満たす事業場 ① <b>令和2年4月1日時点</b> で営業している飲食店等 ②個人経営または資本金5,000万円以下	飲食店	0	0	×	2/3	100 万円
一の大規模会社が発行済株式の1/2以上を有する   場合などを除く。   ③ <b>客席面積100㎡以下</b>	飲食店以外	0	0	×	1/2	100 万円
喫煙目的施設 公衆喫煙所、たばこの対面販売を行い喫煙を主たる目的とする バー・スナック(いわゆるシガーバー)、店内で喫煙可能なたばご販売が、 (製造たばご小売販売業又は出張販売の許可を受けていること。)		×	×	×	1	-

## 【必要な性能について】

助成金により設置した喫煙室等は、一定の要件を満たすことが必要です。

措置	施設の種類	室内での飲食	主な要件
喫煙専用室	既存特定飲食提供施設 に限る	不可	出入口において、室外から室内に流入する 空気の気流が、0.2メートル毎秒以上である ことなど。
指定たばこ 専用喫煙室	既存特定飲食提供施設 に限る		出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であることなど。

#### **(設置後の測定で風速等の性能が確保されていない場合は、助成金をお支払いすることができません。)**

## 【助成対象経費の上限について】

設置する喫煙室等の床面積1㎡当たりの助成対象経費の上限を60万円に定めています。

- (例1)飲食店を営むA事務所が、床面積3mの喫煙専用室を設置しようとしたところ、
  - 工事費用が180万円となった場合
  - ・180万円÷3㎡=60万円 ⇒ 60万円以下なので、助成対象経費は180万円
  - ・助成金は180万円×2/3=120万円
  - ・上限は100万円のため助成金は100万円となります。
- (例2) 遊戯施設を営むB事務所が、床面積3mの喫煙専用室を設置しようとしたところ、工事費用が 210万円となった場合
  - ・210万円÷3㎡=70万円 ⇒ 60万円を超えるので、助成対象経費は60万円×3㎡=180万円
  - ・助成金は180万円×1/2=90万円 となります。
- ソフト面、ハード面の無料相談支援(厚生労働省委託事業)

【相談ダイヤル】 050-3537-0777

【ホームページ】 https://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

## 職場における受動喫煙防止対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun /anzen/kitsuen/index.html



## 申請書等は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

「交付要綱」「交付要領」「助成金の手引き」をよくお読みください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html



厚生労働省 令和5年度受動喫煙防止対策助成金

あります。必ず令和5年度版であることを確認してください。

問合先・申請書送付先 厚生労働省北海道労働局 労働基準部健康課 〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎 TEL 011-709-2311 (内線3563) FAX 011-756-0056